

医療証を使わずに受診した場合の医療費の支給申請について

1 申請方法

【郵送で申請する場合】

次のものを下記担当まで郵送してください。

- ①必要な項目が記載された領収書（原本）
- ②医療助成費支給申請書【第6号様式】

※医療助成費支給申請書は世田谷区のホームページからダウンロードできます。

※不備書類等があった場合、お知らせをするまで1か月程度要する場合があります。

【窓口で申請する場合】

次のものを持って、下記担当窓口で返還の申請をしてください。

- ①必要な項目が記載された領収書（原本）
- ②子ども等医療証又は受給資格認定通知書の保護者の口座がわかるもの
- ③子ども等医療証又は受給資格認定通知書

領収書の必要項目

- | | | |
|---------|---------------|--------|
| ①受診者氏名 | ②入院・外来の別 | ③領収額 |
| ④保険診療点数 | ⑤入院時食事療養費内訳 | ⑥診療年月日 |
| ⑦領収年月日 | ⑧医療機関等の所在地・名称 | ⑨領収印 |

2 支給方法・支給時期

提出書類等を審査し、原則、3か月程度で保護者の口座へ支給します。

3 その他注意事項

- 領収書の領収年月日から5年以内（全額自己負担した場合等を除く）であれば、申請できます。
- その他医療券《小児慢性疾患医療券・特定医療（指定難病）受給者証等》をお持ちの方は、医療券の写しもご提出ください。
- 原則、領収書等の提出された書類は返却できません。控えが必要な方はあらかじめ写しをお取りください。返却を希望される場合は、区の検印を押印のうえ返却しますので、下記担当までお問い合わせください。
- 保険外診療（薬の容器代・健康診断・予防接種・選定療養費等）及び、受給資格認定期間外の医療費は助成されません。
- 郵送で申請した場合、不着等の郵送事故の責任は負いかねます。
- 全額自己負担したとき（健康保険証を持参せずに受診した場合、補装具を作成した場合）や高額療養費に該当したときは、必要書類が異なりますので、下記担当までお問い合わせください。

4 申請・お問合せ先

1 子ども等医療費助成制度に関すること（乳医療証 子医療証 青医療証）【HP番号:9030】

*下記子ども家庭支援課の窓口でも申請できます

子ども家庭課 子ども医療・手当担当
〒154-8504 世田谷 4-22-33 TEL 5432-2309 Fax 5432-3081 【Faxでの提出不可】

2 ひとり親家庭等医療費助成制度に関すること（粉医療証）【HP番号:32122】

各総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課

世田谷	〒154-8504	世田谷 4-22-33	TEL 5432-2311	Fax5432-3034
北 沢	〒155-8666	北 沢 2-8-18	TEL 6804-7526	Fax6804-9044
玉 川	〒158-8503	等々力 3-4-1	TEL 3702-1792	Fax3702-1336
砧	〒157-8501	成 城 6-2-1	TEL 3482-1344	Fax6277-9721
烏 山	〒157-8555	南烏山 6-22-14	TEL 3326-9864	Fax3308-3036